



山形県公報

令和5年7月11日(火)

号 外 (25)

目 次

条 例

- 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 4
- 山形県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …同
- 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に
関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …16
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (市 町 村 課) …17
- 樹氷復活・育成応援基金条例…………… (みどり自然課) …同
- 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を
改正する条例…………… (障がい福祉課) …同
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例…………… (同) …18
- 山形県都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) …同
- 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例…………… (教 育 局) …19
- 山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (警 察 本 部) …同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第19号) (人事課)
行政組織の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第20号) (税政課)
 - 1 県民税
 - (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和9年度まで延長することとした。(附則第6条第1項関係)
 - (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和8年度まで延長することとした。(附則第10条の2第1項及び第2項関係)
 - (3) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設立特定株式を加えることとした。(附則第12条の6第1項関係)
 - 2 自動車税
 - (1) 環境性能割
 - イ 令和6年1月1日以後に適用する税率に応じた排出ガス性能及びエネルギー消費効率の基準の見直しを行うこととした。(改正条例第1条の規定による改正後の第135条の3第1項、第2項、第4項及び第5項関係)
 - ロ 低排出ガス車に係る環境性能割について、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の

認定等を受けたことに起因し環境性能割の不足額が発生した場合の当該認定等の申請をした者等が納付すべき環境性能割の額は、当該不足額に100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の附則第15条の2の5の3第3項関係）

- ハ 令和7年4月1日以後に適用する税率に応じた排出ガス性能及びエネルギー消費効率の基準の見直しを行うこととした。（改正条例第2条の規定による改正後の第135条の3第1項、第2項及び第4項～第6項関係）

(2) 種別割

イ 初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対して課する種別割の税率を重くする特例措置について、対象となる自動車の見直しを行うこととした。（附則第15条の3第1項関係）

ロ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して課する種別割の税率を軽減する特例措置について、対象となる自動車の見直しを行った上で、その適用期限を令和8年3月31日まで（一定の営業用の乗用車等にあつては、令和7年3月31日まで）延長することとした。（改正条例第1条の規定による改正後の附則第15条の3第2項及び第3項関係）

ハ 減税対象車に係る種別割について、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことに起因し種別割の不足額が発生した場合の当該認定等の申請をした者等が納付すべき種別割の額は、当該不足額に100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとした。（附則第15条の3の3第3項関係）

- 3 公示送達について、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を県庁若しくは徴収金の賦課徴収に関する事項を所管する総合支庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を県庁若しくは徴収金の賦課徴収に関する事項を所管する総合支庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとした。（第13条関係）

- 4 この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

(1) 1の(1)及び(2)並びに2の(2)のイの改正 公布の日

(2) 2の(1)のハの改正 令和7年4月1日

(3) 3の改正 規則で定める日

- ◇ 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（県条例第21号）（税政課）

- 1 地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用することとした。

- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第22号）（市町村課）博物館法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

- ◇ 樹氷復活・育成応援基金条例（県条例第23号）（みどり自然課）

- 1 蔵王山のオオシラビソ林の育成に係る活動への支援、その活動を支える気運の醸成その他の蔵王山の樹氷の再生に関する施策を実施するため、樹氷復活・育成応援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）

- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）

- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
- 5 基金は、1に掲げる施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）
- ◇ 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例（県条例第24号）（障がい福祉課）
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第25号）（障がい福祉課）
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県都市公園条例の一部を改正する条例（県条例第26号）（都市計画課）
次に掲げる有料公園施設の内部に常時広告物を表示することができることとするとともに、その場合の使用料の額を定めることとした。
- (1) 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークのスケートパーク
 - (2) 最上中央公園の屋内多目的施設
 - (3) 最上川ふるさと総合公園のスケートパーク
 - (4) 山形県総合運動公園の総合体育館、テニスコート、屋外プール、第2運動広場、第3運動広場及び屋内多目的コート
- ◇ 山形県立学校設置条例の一部を改正する条例（県条例第27号）（教育局）
- 1 山形県立致道館中学校を新設するとともに、山形県立鶴岡南高等学校及び山形県立鶴岡北高等学校を統合し、山形県立致道館高等学校を新設することとした。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第28号）（警察本部）
道路交通法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

条 例

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第19号

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。
別表第6の2イの表中「教育庁」を「教育局」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第20号

山形県県税条例の一部を改正する条例

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（公示送達）

第13条 法第20条の2第1項の規定による公示送達は、同条第2項に規定する公示事項（以下この条において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を県庁若しくは徴収金の賦課徴収に関する事項を所管する総合支庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を県庁若しくは徴収金の賦課徴収に関する事項を所管する総合支庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

第38条の3第2項中「第317条の3の2第2項」を「第317条の3の2第3項」に、「第45条の3の2第2項」を「第45条の3の2第3項」に改める。

第48条の10中「第71条の14第6項」を「第71条の14第7項」に改める。

第48条の17中「第71条の35第7項」を「第71条の35第8項」に改める。

第48条の24中「第71条の55第7項」を「第71条の55第8項」に改める。

第62条中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に改める。

第100条中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。

第135条の3第1項第1号イ(ロ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号ロ(ロ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号ハ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号ニ中「2.5トン以下のトラック」を「3.5トン以下のバス」に改め、同号ニ(イ) a 中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号ニ(イ) b 中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号ニ(ロ)を次のように改める。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第135条の3第1項第1号ホ中「2.5トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(ロ)を次のように改める。

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和4年度基準

エネルギー消費効率」という。)に100分の95を乗じて得た数値(車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率)以上であること。

第135条の3第1項第1号へ中「バス又は」を削り、同号へ(ロ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号イ(ロ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号ロ(ロ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号イ(ロ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号ロ(ロ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号ホ中「第9条の4第13項」を「第9条の4第15項」に改め、同号ホ(ロ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」に改め、同号中ホをトとし、同号ニ中「バス又は」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号ニ(ロ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号中ニをへとし、同号ハ中「バス又は」を削り、「第9条の4第11項」を「第9条の4第13項」に改め、同号ハ(ロ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第135条の3第2項第1号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第14項」を「第9条の4第16項」に改め、同号ロ中「車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に、「第9条の4第15項」を「第9条の4第17項」に改め、同号ロ(ロ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に改め、同号ロに次のように加える。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第2項第1号ハ中「2.5トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第9条の4第16項」を「第9条の4第18項」に改め、同号ハ(イ)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号ハ(イ)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号ハ(ロ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、「第9条の4第17項」を「第9条の4第20項」に改め、同号ニ(ロ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(v) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

第135条の3第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(v) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(v) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第2項第3号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第19項」を「第9条の4第23項」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第24項に規定するもの

(イ) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(v) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第2項第3号ニ中「第9条の4第22項」を「第9条の4第27項」に改め、同号ニ(ロ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、「第9条の4第21項」を「第9条の4第26項」に改め、同号ハ(ロ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第25項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(v) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第4項中「からニまで」を「、ロ及びホ」に、「及びロ」を「、ロ及びニ」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第31項に規定する方法並びに令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率」に、「施行規則第

9条の2第32項を「同条第32項」に改め、同項の表中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の141」を「100分の151」に、「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、「及びハ(ロ)」を削り、

第1項第1号ニ(ロ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
------------	---	----------------------------

を

第1項第1号ホ(ロ)	令和4年度基準エネルギー消費効率)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の155を乗じて得た数値)
------------	-------------------	-------------------------------------

に、

第2項第1号ロ(ロ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
------------	----------------------------	----------------------------

を

第2項第1号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151
第2項第1号ロ(ハ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号ニ(ロ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

に改

め、同条第5項中「、第2号及び第3号イ」を「及びロ、第2号並びに第3号イ及びロ」に改め、同項の表中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に、「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に、

第2項第1号イ(ロ)、第2号ロ及び第3号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
--------------------------	---------------------------	--------------------------

を

第2項第1号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第1号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

第2項第2号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第2号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第3号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第3号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

に改

める。

第135条の6第1項第3号中「記入」を「変更記録」に改める。

第135条の12中「第171条第6項」を「第171条第7項」に改める。

附則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第12条の6第1項中「租税特別措置法」を「県民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法）に、「県民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「あつたものを除く。」を「あつたものを除く。）又は同法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の施行令附則第18条の6第2項に規定する要件を満たすものに限る。）に限る。」に、「第37条の13の2第1項」を「第37条の13の3第1項」に、「附則第18条の6第2項」を「附則第18条の6第3項」に改め、同条第5項中「附則第18条の6第4項」を「附則第18条の6第5項」に改め、同条第6項中「第37条の13の2第8項」を「第37条の13の3第8項」に、「附則第18条の6第5項」を「附則第18条の6第6項」に、「附則第18条の6第6項及び第7項」を「附則第18条の6第7項及び第8項」に改める。

附則第15条の2の5の3第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第15条の2の6第2項を削る。

附則第15条の3第1項中「いう。以下この条」を「いう。次項第2号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第1号中「ガソリン自動車（以下この条）を「ガソリン自動車（次項第4号及び第3項第1号）に、「同項第2号」を「同条第1項第2号」に、「石油ガス自動車（以下この条）を「石油ガス自動車（次項第5号及び第3項第2号）に、「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項第2号中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「（自家用の乗用車等を除く。）」及び「、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項第2号中「平成30年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第135条の3第1項第1号イ(イ) aに規定する排出ガス保安基準で施行規則第5条の2第1項に規定するもの」に、「又は平成21年天然ガス車基準」を「又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第4号中「平成30年ガソリン軽中量車基準」を「第135

条の3第1項第1号イ(イ)aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に、「平成17年ガソリン軽中量車基準」を「同条第1項第1号イ(イ)bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「第135条の3第1項第1号イ(ロ)」を「同条第1項第1号イ(ハ)」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(ハ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第5号中「平成30年石油ガス軽中量車基準」を「第135条の3第1項第2号イ(イ)aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成17年石油ガス軽中量車基準」を「同条第1項第2号イ(イ)bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）」に改め、同項第6号中「平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準」を「第135条の3第1項第3号イ(イ)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の種類等		税率（年額）	
		営業用	自家用
1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	円 2,000	円 6,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,500	8,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,500	9,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,500	11,000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	4,000	12,500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	4,500	14,500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	5,500	16,500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	6,000	19,000
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	7,000	22,000

	総排気量が6リットルを超えるもの	10,500	27,500
2 トラック	最大積載量が1トン以下のもの	2,000	2,000
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500	3,000
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000	4,000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000	5,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000	6,500
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500	7,500
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500	9,000
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500	10,500
	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,600円を加算した額
	最大乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	最大積載量に応じた年額に1,000円を加算した額
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		最大積載量に応じた年額に1,200円を加算した額	最大積載量に応じた年額に1,600円を加算した額
総排気量が1.5リットルを超えるもの		最大積載量に応じた年額に1,600円を加算した額	最大積載量に応じた年額に2,000円を加算した額

3	バス	(1) 一般乗合用バス及び通学又は通園用バス	乗車定員が30人以下のもの	3,000	3,000
			乗車定員が30人を超え40人以下のもの	4,000	4,000
			乗車定員が40人を超え50人以下のもの	4,500	4,500
			乗車定員が50人を超え60人以下のもの	5,000	5,000
			乗車定員が60人を超え70人以下のもの	6,000	6,000
			乗車定員が70人を超え80人以下のもの	6,500	6,500
			乗車定員が80人を超えるもの	7,500	7,500
	(2) その他のバス	乗車定員が30人以下のもの	7,000	8,500	
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	8,000	10,500	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,500	12,500	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	11,000	14,500	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	13,000	16,500	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	14,500	18,500	
		乗車定員が80人を超えるもの	16,000	21,000	
4	三輪の小型自動車		1,500	1,500	
5	けん引自動車	小型自動車に属するもの	2,000	3,000	
		普通自動車に属するもの	4,000	5,500	

6 特種用途車	(1) 霊柩車	普通自動車に属するもの	3,500	4,000
		小型自動車に属するもの	1,500	2,000
	(2) ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いるもの	普通自動車に属するもの	3,500	4,000
		小型自動車に属するもの	1,500	2,000
	(3) キャンピングカー（原動機を用いないものを除く。）	普通自動車に属するもの	6,500	/
		小型自動車に属するもの	5,000	
		総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車		5,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		6,500
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		7,500
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		9,000
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		10,000
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		11,500
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		13,500
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		15,500
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		17,500
総排気量が6リットルを超えるもの			22,000	

(4) その他の用に用いるもの	車体の形状がトラックに類するもので最大積載量の定めのないもの	車両重量が5トン以下のもの	2,500	3,000
		車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	5,000	6,500
		車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	7,500	10,500
		車両重量が15トンを超えるもの	10,000	13,500
	その他のもの	自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各項又は前各号に該当する自動車について定められた額		

附則第15条の3中第5項を第2項とし、同条第6項中「、当該営業用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の種類等		税率（年額）
1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 4,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000

	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	20,500
2	三輪の小型自動車	2,500
3 特種用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものに限る。）	普通自動車に属するもの	13,000
	小型自動車に属するもの	9,500

附則第15条の3中第6項を第3項とする。

附則第15条の3の3第1項中「、第3項、第5項又は第6項」及び「から第6項まで」を「又は第3項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

第2条 山形県県税条例の一部を次のように改正する。

第135条の3第1項中「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、同項第1号イ(㊦)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号ロ(㊦)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号イ(㊦)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号ロ(㊦)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第3号イ(㊦)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号ロ(㊦)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同号ト(㊦)中「平成27年度以降」を「令和7年度以降」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」を「令和7年度基準エネ

ルギー消費効率」という。)に改め、同条第2項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同項第1号イ(㍑)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号ロ(㍑)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号イ(㍑)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号ロ(㍑)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第3号イ(㍑)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号ロ(㍑)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同号ホ(㍑)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同条第3項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同条第4項の表第1項第1号イ(㍑)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の151」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号ロ(㍑)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の173」を「100分の184」に改め、同表第2項第1号イ(㍑)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同表第2項第1号ロ(㍑)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の151」を「100分の162」に改め、同条第5項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、同項の表第1項第1号イ(㍑)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第1号ロ(㍑)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第2号イ(㍑)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号ロ(㍑)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第3号イ(㍑)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号ロ(㍑)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第2項第1号イ(㍑)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第1号ロ(㍑)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第2号イ(㍑)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第2号ロ(㍑)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第3号イ(㍑)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第3号ロ(㍑)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項(第3号トに係る部分に限る。)及び第2項(第3号ホに係る部分に限る。)の規定は、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第38項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第39項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第1項第3号ト(㍑)中「基準エネルギー消費効率であつて令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。)」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第3号ホ(㍑)において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)」に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号ホ(㍑)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附則第15条の2の5の3第1項及び附則第15条の2の6中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第135条の6第1項第3号の改正規定並びに附則第6条第1項並びに第10条の2第

- 1 項及び第2項の改正規定、附則第15条の2の6第2項を削る改正規定並びに附則第15条の3及び第15条の3の3第1項の改正規定並びに附則第4項及び第6項の規定 公布の日
- (2) 第1条中第38条の3第2項の改正規定 令和7年1月1日
- (3) 第2条及び附則第8項の規定 令和7年4月1日
- (4) 第1条中第13条の改正規定及び次項の規定 規則で定める日
(公示送達に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）第13条の規定は、前項第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
(県民税に関する経過措置)
- 3 新条例附則第12条の6第1項の規定は、同項の県民税の所得割の納税義務者が令和5年4月1日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、改正前の山形県県税条例附則第12条の6第1項の県民税の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例第135条の3第1項、第2項、第4項及び第5項並びに附則第15条の2の5の3第3項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び附則第7項において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第15条の3の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第15条の3の3第3項の規定は、令和5年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 8 第2条の規定による改正後の山形県県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第21号

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例（平成19年10月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第22号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表第1項事務の欄第20号中「第21条」を「第25条」に、「第20条第1項」を「第24条第1項」に、「欠くに至った」を「備えなくなった」に改め、同欄第21号中「第23条」を「第26条」に改め、同欄第22号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

樹氷復活・育成応援基金条例をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第23号

樹氷復活・育成応援基金条例

（設置）

第1条 蔵王山のオオシラビソ林の育成に係る活動への支援、その活動を支える気運の醸成その他の蔵王山の樹氷の再生に関する施策を実施するため、樹氷復活・育成応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

（山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第1条 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表保険診療以外の療養等の項障がい福祉サービスの項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同表保険診療以外の療養等の項障がい児通所支援料の項及び障がい児入所支援料の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（山形県立児童福祉施設設置条例の一部改正）

第2条 山形県立児童福祉施設設置条例（昭和39年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第3条の2第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第56条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第26号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「山形県総合運動公園の陸上競技場若しくは中山公園の野球場」を「別表第1の2に掲げる有料公園施設」に改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2

都 市 公 園	有 料 公 園 施 設
蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	スケートパーク
最上中央公園	屋内多目的施設

最上川ふるさと総合公園	スケートパーク
山形県総合運動公園	陸上競技場、総合体育館、テニスコート、屋外プール、第2運動広場、第3運動広場、屋内多目的コート
中山公園	野球場

別表第2第3項の表中「山形県総合運動公園の陸上競技場又は中山公園の野球場」を「別表第1の2に掲げる有料公園施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第27号

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第1号の表中

山形県立東桜学館中学校

東根市

を

山形県立東桜学館中学校 山形県立致道館中学校

東根市 鶴岡市

に改め、本則第2号の表

中

山形県立鶴岡南高等学校 山形県立鶴岡北高等学校

鶴岡市 鶴岡市

を

山形県立致道館高等学校

鶴岡市

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第28号

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は自転車」を「及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。